

被災届出証明書交付申請書

下記のとおり、被災しましたので届出します。

《届出者の確認事項》

・私は裏面に記載の注意事項全て読み、内容を理解したうえで届出します。 ☐ 確認しました

(あて先) 遊 佐 町 長		申 請 日	年 月 日
届出者 (罹災された方) ※世帯主	住 所	〒 -	
	氏名・生年月日	(年 月 日)	
	電 話 番 号	- -	

窓口に来られた方※1 (届出者本人が手続きを行う場合は記入不要)	住 所	〒 -	
	氏 名		
	電 話 番 号	- -	
	申 請 者 と の 関 係	☐ 本人 ☐ 同一世帯構成員 ☐ その他()	

※1 代理の場合は委任状を添付してください(代理人が届出者と同一世帯の場合は不要です)

被災原因	年 月 日の による
------	------------

被災場所	遊佐町 字	
被災状況		
被災内容	被災物件 (不動産) ※住家※2以外	
	被災物件 (車両)	例)ホンダ フィット 庄内 531 ち 2236
	被災物件 (車両以外)	

※2 住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

例)住家以外の建物(車庫・倉庫)、建物に付随する外構(カーポート・塀)や空き家など

※3 被害状況の分かる写真を添付してください。(車両が被災した場合には、被災状況とナンバープレートが分かるもの)

受取方法	☐ 窓口受取 ☐ 郵送(〒 -)
------	--

《役場使用欄》

本人確認方法	☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券
	☐ 官公署が発行した免許証、許可証及び資格証明書等(顔写真付きのもの)

被災届出証明書

上記のとおり、被災の届出があったことを証明します。

年 月 日

遊佐町長



※この証明書は、被災の状況を遊佐町に届け出たという事実を証明するものであり、被災の程度や被災した事実を証明するものではありません。また、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

【罹災証明(再調査)書・被災届出証明書に関する注意事項】

以下の注意事項は「遊佐町罹災証明書等交付要綱」を基に作成しています。詳細は交付要綱をご確認ください。

- ・災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害(火災によるものを除く)によって本町で発生した住家の被害について法第90条の第1項に規定する被害の程度を証明する罹災証明書を交付します。
- ※火災によるものは、酒田地区広域行政組合消防本部へお問い合わせください。
- ※落雷による被害については、町で被害の程度を判定できない為、「被災届出証明書」での対応となります。
- ・罹災証明書の発行のため、職員による住家の被害認定調査(現地調査)が必要となります。現地調査前に建物の清掃・片付け、除却、被害箇所の特定ができなくなるような修理等を行ってしまうと、調査が困難となります。あらかじめ、被害状況を写真で撮影・保存してください。
- ※被災届出証明書は被害状況の分かる写真の添付のみで、現地調査は実施しません。
- ・罹災証明書交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、提出してください。
 - (1)被害場所の位置図
 - (2)被害状況が確認できる写真(申請者が準半壊に至らない被害(一部損壊(損壊割合が家屋全体の10パーセント未満の被害))であることを自ら判定している場合のみ)
 - (3)その他町長が必要と認める書類
- ・罹災証明書等の証明書は、発行部数は原則1部となります。複数枚必要な場合はコピーしてください。
- ・災害発生から時間が経過すると、住家の被害の程度を適切に判定することが困難となる為、交付申請受付期間は、被災した日から3ヶ月以内としています。ただし、町内で甚大な被害が生じ申請 期間の延長が必要であると町長が認めたときは、この限りではありません。
- ・受付期限を過ぎた場合は、罹災証明書の対象となる住家であっても罹災証明書ではなく被災届出証明書を交付します。
- ・申請時の本人確認は、マイナンバーカード、運転免許証、旅券、官公署が発行した免許証、許可証及び資格証明書等(顔写真付きのもの)のいずれかを提示してください。
- ・保険請求の場合、保険会社による独自調査が一般的ですので、申請前に罹災証明書等、必要書類を保険会社へご確認ください。
- ・罹災証明書は災害による被害を受けた際に、住家(現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう)のために使用している建物)に被害があったことを証明するものです。
- ※空き家は上記の住家に該当しない為、罹災証明書の対象とはなりません。
- ・被災した建物が貸家やアパートの場合は、所有者(大家等)に対しては罹災証明書ではなく、被災届出証明となります。ただし、所有者が管理人としてアパートを生活の本拠として日常的に使用している場合は対象となります。
- ・罹災証明交付申請書を提出しても罹災証明書の対象とならない場合は、被災届出証明書を交付することがあります。
- ・被災届出証明書と罹災証明書は全く別の書類であり、被災届出証明書では見舞金及び義援金等の支援制度の対象となる方の証明にはなりませんのでご注意ください。
- ・被災届証明書は、被害の状況を町に届け出たことを証明するものです。そのため、現地調査は実施しませんので写真の添付をお願いします。
- ・被害の程度や条件によっては、罹災証明書の交付を受けたとしても公的な支援が受けられない場合もあります。
- ・自己判定方式による「準半壊に至らない(一部損壊)」「(損害割合10%未満)の判定へ同意については、職員からの説明を受け、納得した上で記入してください。
- ※自己判定方式に同意した場合、被害程度に不服があったとしても再調査を申し込むことはできませんのでご注意ください。
- ・町の被害認定調査による住家の被害の程度に不服がある場合は、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1ヶ月以内に再調査を申請することができます。
- ※再調査の結果、被害の程度が当初の判定よりも下がる可能性もあります。この場合、再調査前の判定に戻ることはできませんのでご注意ください。
- ・民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。